

令和2年度中野区立学校における学校教育の指導目標

I 指導目標

中野区立幼稚園及び小・中学校（以下「学校」と表記する。）では、「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という中野区教育委員会の教育理念のもとに、教育目標の実現を目指し、生涯にわたり平和を愛し自由を尊ぶとともに、規範意識の高い、心身ともに健やかな幼児・児童・生徒の育成を図る。

そのため、各学校では、教職員の協力体制を整え、指導力向上を目指した研修を充実するとともに、家庭や地域社会との密接な連携・協働のもと、幼児・児童・生徒を共に育んでいく特色ある学校づくりを推進する。

II 基本方針

1 生命を大切にす教育の推進

学校の教育活動全体を通して、生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育てる。

- (1) 生命の大切さや尊さ、生きることのすばらしさを理解させ、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育てる。
- (2) 安全への関心を高め、自ら進んで安全に生活する能力や態度を育てるとともに、家庭や地域と連携して、事故防止と安全確保の徹底を図る。
- (3) 自然環境や資源の有限性などについての学習を充実させ、自らの生活のあり方について考え、持続可能な社会を築こうと実践する態度を育てる。

2 人権を尊重する教育の推進

学校の教育活動全体を通して、人権尊重の理念を正しく理解させ、思いやりの心や規範意識、社会の一員としての自覚や態度を育てる。

- (1) 人種、民族、性別等の違いによる偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権を大切にす心育て、主体的に社会に関与する態度を養う。
- (2) 障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、一人ひとりに応じた適切な指導及び必要な支援を行い、共に生きる力と態度を育てる。
- (3) 学校・家庭・地域の連携のもとに、社会体験や交流活動等を通して、自他の権利を重んじ、義務を果たそうとする態度を育てる。

3 生きる力を育む教育の推進

新しい学習指導要領の全面実施を踏まえ、学校の教育活動全体を通して、家庭、地域と連携を図りながら、変化の激しい予測困難な社会において、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるために必要な知・徳・体の力をバランスよく育む。

- (1) 幼児期から小・中学校15年間の発達・成長を見据えて、幼稚園・保育施設等、小学校及び中学校が教育内容や指導方法等について相互に理解を深めるとともに、児童・生徒の交流等の機会を充実させながら学校段階間の円滑な接続を図る。
- (2) カリキュラム・マネジメント等の視点から、児童・生徒及び学校の実態に応じた授業の改善に努め、地域・家庭との連携・協働により社会に開かれた教育課程の実現を図る。
- (3) 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育を一層充実する。
- (4) グローバル人材として必要な国際感覚、やさしさや思いやりの心、公德心、正義感などを養い、主体的に自らの生き方を考える態度を育てるとともに、多文化共生社会の中で生きる豊かな人間関係を築く力を育む。
- (5) 体育・健康に関する指導を一層推進し、体力向上や自ら健康を保持増進する意識・実践力を育てる

とともに、心と体の健康づくりに励む態度を育てる。

Ⅲ 令和2年度の重点

1 共に生きる力の育成（豊かな心を育む教育の充実）

発達の段階に応じて人権教育及び道徳教育を一層充実させ、自他の生命を相互に尊重し合い、多様性を認め合いながら共に生きていこうとする豊かな心の育成及び人間関係づくりに努める。

2 いじめのない安心できる学校づくり（組織的な相談体制の充実）

いじめの未然防止に向け、道徳教育の充実や体験活動の一層の推進を図り、豊かな人間性や社会性を育むとともに、一人ひとりの心に寄り添ったきめ細やかな指導を徹底し、いじめの早期発見・早期対応を継続的・組織的に行う。また、可視性が難しいネットいじめは、早期発見が困難な状況にある。家庭に対する相談窓口等に関する情報提供や啓発をより一層強化し、SOSの出し方に関する教育の充実を図る。

3 学びの連続性の確保（保幼小中連携教育の推進）

幼稚園・保育施設等、小・中学校における相互の連携・協働活動の推進及び各中学校区における保幼小中連携教育の一層の充実を図るため、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するとともに、各学校段階における発達段階や学びの連続性を踏まえた系統的な教育課程を編成し、意図的・計画的・具体的な教育活動を展開する。また、自ら学ぶ意欲や創意工夫し課題を解決する力、コミュニケーション能力などを培い、一人ひとりの自己実現を促す。

4 特色ある教育の展開（社会に開かれた教育課程の実現）

幼児・児童・生徒や学校、地域の実態に応じて、家庭地域をはじめ学校を取り巻く社会との連携を図りながら、これまで培ってきた教育活動を継続・発展させていくとともに、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域資源の活用や外部機関と連携した学習内容を展開するなど、社会に開かれた特色ある教育活動が展開できるよう創意工夫のある教育課程を編成する。

5 一人ひとりの可能性を伸ばす（確かな学力の定着）

児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの展開及び学習評価の充実を踏まえた授業改善に取り組むとともに、一人ひとりに応じた補充的な学習の実施やICT機器を効果的に活用した学習の充実、家庭と連携した学習習慣の定着を通して、学力の向上に努める。

6 国際社会で生きて働く英語力の育成（英語教育の充実）

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ることができるよう、学校段階間の接続を意識した積極的な授業改善に努めるとともに、外部人材の活用や資格取得の促進等により意欲の向上を図り、グローバル化が進展した社会の様々な場面で必要となる外国語によるコミュニケーション能力の向上に努める。

7 健やかな体の育成（健康・体力の保持・増進）

望ましい生活習慣や運動習慣の確立と体力・運動能力の向上に向けた取組を充実させ、健やかな体の育成に努める。

8 オリンピック・パラリンピック教育の充実（レガシーの創出・継承）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、多彩な取組により気運を更に盛り上げ、幼児・児童・生徒のオリンピック・パラリンピックへの関心を深めるとともに、これからのグローバル社会に求められる5つの資質（①ボランティアマインド ②障害者理解 ③スポーツ志向 ④日本人としての自覚と誇り ⑤豊かな国際感覚）の育成として取り組んできた活動の中から、「学校2020レガシー」として大会終了後も継続させる活動を学校一つ以上設定する。

令和2年度中野区立学校教育の指導目標（新旧対照表）

令和2年度	平成31年度（令和元年度）
<p>II 基本方針</p> <p>1 生命を大切にす教育の推進 (2) 削除（一部3(5)に加筆）</p> <p>(2) 安全への関心を高め、自ら進んで安全に生活する能力や態度を育てるとともに、家庭や地域と連携して、事故防止と安全確保の徹底を図る。 (3) 自然環境や資源の有限性などについての学習を充実させ、自らの生活のあり方について考え、持続可能な社会を築こうと実践する態度を育てる。</p> <p>2 人権を尊重する教育の推進 (1) 人種、民族、性別等の違いによる偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権を大切にす心育て、主体的に社会に参与する態度を養う。</p> <p>3 生きる力を育む教育の推進 新しい学習指導要領の全面実施を踏まえ、学校の教育活動全体を通して、家庭、地域と連携を図りながら、変化の激しい予測困難な社会において、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるために必要な知・徳・体の力をバランスよく育む。</p> <p>(1) 幼児期から小・中学校15年間の発達・成長を見据えて、幼稚園・保育施設等、小学校及び中学校が教育内容や指導方法等について相互に理解を深めるとともに、児童・生徒の交流等の機会を充実させながら学校段階間の円滑な接続を図る。 (2) カリキュラム・マネジメント等の視点から、児童・生徒及び学校の実態に応じた授業の改善に努め、地域・家庭との連携・協働により社会に開かれた教育課程の実現を図る。 (3) 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育を一層充実する。 (4) グローバル人材として必要な国際感覚、やさしさや思いやりの心、公德心、正義感などを養い、主体的に自らの生き方を考える態度を育てるとともに、多文化共生社会の中で生きる豊かな人間関係を築く力を育む。 (5) 体育・健康に関する指導を一層推進し、体力向上や自ら健康を保持増進する意識・実践力を育てるとともに、心と体の健康づくりに励む態度を育てる。</p>	<p>II 基本方針</p> <p>1 生命を大切にす教育の推進 (2) 心身の発達や健康の状態を理解させ、心と体の健康づくりに励む態度を育てる。 (3) 安全への関心を高め、自ら進んで安全に生活する能力や態度を育てるとともに、家庭や地域と連携して、事故防止と安全確保の徹底を図る。 (4) 自然環境や資源の有限性などについての学習を充実させ、自らの生活のあり方について考え、持続可能な社会を築こうと実践する態度を育てる。</p> <p>2 人権を尊重する教育の推進 (1) 人種、民族、性別等の違いによる偏見や差別をなくし、一人ひとりの人権を大切にす精神を養う。また、いじめの未然防止に向け、道徳教育の充実や体験活動の一層の推進を図り、豊かな人間性や社会性を育むとともに、一人ひとりの心に寄り添ったきめ細やかな指導を展開し、いじめの早期発見・早期対応を継続的・組織的に行う。</p> <p>3 生きる力を育む教育の推進 学校の教育活動全体を通して、家庭、地域と連携を図りながら、変化の激しい予測困難な社会において、よりよい社会と幸福な人生の創り手となるために必要な知・徳・体の力をバランスよく育む。</p> <p>(1) 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、一人ひとりのよさや可能性を伸ばす教育を一層充実する。 (2) やさしさや思いやりの心、公德心、正義感、ボランティア精神、国際感覚などを養い、主体的に自らの生き方を考える態度を育てるとともに、豊かな人間関係を育む。 (3) 体育・健康に関する指導を一層推進し、体力向上や自ら健康を保持増進する意識・実践力を育てる (4) 自ら学ぶ意欲や創意工夫し課題を解決する力、コミュニケーション能力などを培い、一人ひとりの自己実現を促す。</p>
<p>III 令和2年度の重点</p> <p>1 共に生きる力の育成（豊かな心を育む教育の充実） 発達の段階に応じて人権教育及び道徳教育を一層充実させ、自他の生命を相互に尊重し合い、多様性を認め合いながら共に生きていこうとする豊かな心の育成及び人間関係づくりに努める。</p> <p>2 いじめのない安心できる学校づくり（組織的な相談体制の充実） いじめの未然防止に向け、道徳教育の充実や体験活動の一層の推進を図り、豊かな人間性や社会性を育むとともに、一人ひとりの心に寄り添ったきめ細やかな指導を徹底し、いじめの早期発見・早期対応を継続的・組織的に行う。また、可視性が難しいネットいじめは、早期発見が困難な状況にある。家庭に対する相談窓口等に関する情報提供や啓発をより一層強化し、SOSの出し方に関する教育の充実を図る。</p> <p>3 学びの連続性の確保（保幼小中連携教育の推進） 幼稚園・保育施設等、小・中学校における相互の連携・協働活動の推進及び各中学校区における保幼小中連携教育の一層の充実を図るため「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するとともに、各学校段階における発達段階や学びの連続性を踏まえた系統的な教育課程を編成し、意図的・計画的・具体的な教育活動を展開する。また、自ら学ぶ意欲や創意工夫し課題を解決する力、コミュニケーション能力などを培い、一人ひとりの自己実現を促す。</p> <p>4 特色ある教育の展開（社会に開かれた教育課程の実現） 幼児・児童・生徒や学校、地域の実態に応じて、家庭地域をはじめ学校を取り巻く社会との連携を図りながら、これまで培ってきた教育活動を継続・発展させていくとともに、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、地域資源の活用や外部機関と連携した学習内容を展開するなど、社会に開かれた特色ある教育活動が展開できるよう創意工夫のある教育課程を編成する。</p> <p>5 一人ひとりの可能性を伸ばす（確かな学力の定着） 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの展開及び学習評価の充実を踏まえた授業改善に取り組むとともに、一人ひとりに応じた補充的な学習の実施やICT機器を効果的に活用した学習の充実、家庭と連携した学習習慣の定着を通して、学力の向上に努める。</p> <p>6 国際社会で生きて働く英語力の育成（英語教育の充実） 外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的に外国語を用いてコミュニケーションを図ることができるよう、学校段階間の接続を意識した積極的な授業改善に努めるとともに、外部人材の活用や資格取得の促進等により意欲の向上を図り、グローバル化が進展した社会の様々な場面で必要となる外国語によるコミュニケーション能力の向上に努める。</p> <p>7 健やかな体の育成（健康・体力の保持・増進） 望ましい生活習慣や運動習慣の確立と体力・運動能力の向上に向けた取組を充実させ、健やかな体の育成に努める。</p> <p>8 オリンピック・パラリンピック教育の充実（レガシーの創出・継承） 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、多彩な取組により気運を更に盛り上げ、幼児・児童・生徒のオリンピック・パラリンピックへの関心を深めるとともに、これからのグローバル社会に求められる5つの資質（①ボランティアマインド ②障害者理解 ③スポーツ志向 ④日本人としての自覚と誇り ⑤豊かな国際感覚）の育成として取り組んできた活動の中から、「学校2020レガシー」として大会終了後も継続させる活動を学校一つ以上設定する。</p>	<p>III 平成31年度（令和元年度）の重点</p> <p>1 発達の段階に応じて人権教育及び道徳教育を一層充実させ、自他の生命を相互に尊重し合い、多様性を認め合いながら共に生きていこうとする豊かな心の育成及び人間関係づくりに努める。</p> <p>4 幼稚園・保育施設等、小・中学校における相互の連携・協働活動の推進及び各中学校区における保幼小中連携教育の一層の充実を図るため、各学校段階において発達の段階や学びの連続性を踏まえた、意図的・計画的な教育課程を工夫し、具体的な教育活動を展開する。</p> <p>5 教育課程の編成に当たっては、幼児・児童・生徒や学校、地域の実態、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や教科等横断的な視点、PDCAサイクルによる改善点及び人的・物的な体制の確保等を基に、組織的・計画的に教育活動の質が向上するよう努める。（カリキュラム・マネジメント）</p> <p>2 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを展開するための授業改善に取り組むとともに、一人ひとりに応じた補充的な学習の実施やICT機器を効果的に活用した学習の充実、家庭と連携した学習習慣の定着を通して、学力の向上に努める。</p> <p>3 望ましい生活習慣や運動習慣の確立と体力・運動能力の向上に向けた取組を充実させ、健やかな体の育成に努める。</p> <p>6 次年度に開催を控える東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を踏まえ、多彩な取組により、幼児・児童・生徒のオリンピック・パラリンピックへの関心をより高めるとともに、これからのグローバル社会に求められる5つの資質（①ボランティアマインド②障害者理解③スポーツ志向④日本人としての自覚と誇り⑤豊かな国際感覚）を重点的に育成するよう、各園・校におけるオリンピック・パラリンピック教育を一層充実させる。</p>